

西南戦争の傷病者救護と博愛社

喜 多 義 人

はじめに

明治維新时期に頻発した不平士族の反乱のなかで最大規模の西南戦争は、一八七七（明治十）年二月十四日の西郷軍の鹿児島出發にはじまり、九月二十四日の城山（鹿児島市）での西郷隆盛の自刃をもって終わる。この七カ月間に現在の熊本、大分、宮崎、鹿児島の各県にわたり、政府軍と西郷軍との間に激しい戦闘が繰り広げられた。その結果、政府軍に戦死者四六五三名、負傷者一万一六一五名、西郷軍に戦死者七二七六名を含む死傷者一万五千名以上の甚大な人的被害が出た。^①

この戦争で特筆すべきことの一つは、日本で最初の民間戦時救護団体が創立され、敵味方の区別なく負傷者の救護を行なったことである。政府・西郷両軍の負傷者の惨状を憂いた元老院議員佐野常民と大給恒^{おぎゅうゆする}は、当時ヨーロッパ

で貴族により運営されていた民間救護社に範をとった負傷者救護社の設立を決意した。佐野らはそれを「博愛社」と名付け、設立願書と社則を政府に提出し、五月一日、戦地熊本にあった征討総督有栖川宮熾仁親王の認可を得た。⁽²⁾ 博愛社の設立目的、活動方針、政府軍当局との関係などを定めた「博愛社々則」は、以下の五カ条からなる。

第一条 本社ノ目的ハ戦場ノ創者ヲ救フニ在リ一切ノ戦事ハ曾テ之ニ干セス

第二条 本社ノ資本金ハ社員ノ出金ト有志者ノ寄付金トヨリ成ル

第三条 本社使用スル所ノ看病夫運送人等ハ衣上ニ特別ノ標章ヲ着シ以テ遠方ヨリ識別スルニ便ス

第四条 敵人ノ傷者ト雖トモ救ヒ得ベキモノハ之ヲ収ムヘシ

第五条 官府ノ法則ニ謹遵スルハ勿論進退共ニ海陸軍々医長官ノ指揮ヲ奉スヘシ⁽³⁾

社則には戦争に対する局外中立、民間救護社であることを示す特別標章の着用、敵味方を区別しない負傷者の収容治療、陸海軍衛生部隊の補助機関としてその指揮下で行動することが明記されていた。これらは、一八六三(文久三年)採択の「赤十字規約 (Resolutions of the Geneva Conference)」と、それをもとに翌年締結された「戦地軍隊ニ於ケル負傷者ノ状態改善ニ関スル条約 (Convention for the Amelioration of the Condition of the Wounded Armies in the Field) シェネーブ条約」の基本原則にのっとったものであった。⁽⁴⁾

設立認可後、佐野は資金を工面して医師・看病夫を雇用するとともに衛生材料を購入し、五月二十七日から熊本で救護事業を開始した。一方、東京では博愛社の主旨に賛同した旧大名やその子弟たちが事務所を立ち上げ、金銭・物品を拠出し、支援体制を整えた。一般からの寄付金や寄贈品も徐々に増加していった。こうした創業同志者たちの尽力や国民の理解と協力のもとで、博愛社は熊本から長崎、宮崎、鹿児島へと活動地域を拡大し、十月三十一日まで救

護事業を展開したのである。

博愛社は、日本が一八八六（明治十九）年、ジュネーブ条約に加盟したのにもない、翌年、社名を「日本赤十字社」に改称し、第二次世界大戦の終了まで戦時救護事業を継続した。近年、日本赤十字社の研究は進みつつあるが、博愛社時代については西南戦争時の活動を含め、研究成果に乏しい。そこで、博愛社の設立経緯は別稿で検討するとして、本稿ではまず西南戦争における傷病者救護事業を一次資料にもとづき考察することにする。

ところで、西南戦争の救護記録は、日本赤十字社本社所蔵の『西南征討救護関係 明治十年』、『西南征討救護関係 自十年至十一年』、『熊本長崎支局日誌 明治十年』、『支局関係書類 自十年至十五年』などに収録されている。しかし、それらは救護員の任免と移動（出張・転勤）、患者の入退院、事務報告、本社と支局との通信記録が大部分を占め、日清戦争以降の救護報告書に見られるような救護の実相を克明に伝えるものはほとんどない。この点について『日本赤十字社史稿』は、「救護ノ状況及患者数ノ詳カナラサル」ことを遺憾とし、その理由として「蓋シ創業且戦地多忙ノ際、各地転勤煩雜ニシテ未タ事務ノ統一整理ヲ計ルニ遑アラサリシ」ことを挙げている。^⑤さらに、佐野自身は日記を残しておらず、救護員や治療を受けた兵士たちの私的な記録も発見されていない。^⑥

したがって、本稿では、前記の諸文書とそれらをもとに編纂された『博愛社報告』、『社史稿』などにより、救護の実相を明らかにせざるを得ない。また、医員、看護手の任免、移動、勤務状況等については『社史稿』に氏名の記載がないため、戦後、救護員に慰労金・慰労品を贈呈するさいの参考資料として作成された「医員看護手慰労金取調書」の「辞令案」によって氏名を記載することにした。^⑦なお、資料の引用にあたっては旧漢字を常用漢字にあらため、適宜句読点を付した。

一、救護事業の開始

（一）陸軍との協定と社章の制定

①事業実施に関する協定の締結

佐野常民は、博愛社の設立が認可されると、救護事業の詳細については軍団軍医長と打ち合わせるべしとの指令にしたがい、五月二十一日、熊本で林紀軍団軍医長と協議して救護の条件等を定め、大給と連名で征討総督に届け出た。その内容は以下のとおりであつた。

一、本社ニ相用候標章並印章ハ別紙雛形ノ通候間、其筋御達置相成度候

二、医師其外本社ニ使用スル人員戦場出張中ハ軍医其他ニ準シ、寝具食料等御給与相成度候。尤其人名ハ其時々本社委員ヨリ御届可致候

三、舟車並人夫等ヲ要シ候節ハ前条同断御支払相成度候⁽⁸⁾

この協定を見ると、救護事業が陸軍に大きく依存していることがわかる。医師である救護員が戦地にあるときは軍医に準じて扱い、寝具、食料などは陸軍が供給する。また、患者輸送用の舟艇や荷車、人夫の賃金も陸軍の負担である。そうすると、博愛社の負担は救護員の給料、旅費、医療器械、繃帯類・薬品ということになる。日清戦争以降、陸海軍は日本赤十字社に対し、活動地までの移動手段、宿舎、寝具、食料等を提供しているが、こうした軍部との協力関係は、西南戦争時にその原型が出来たといえる。

征討総督は、届出に対し、第一条の標章と印章を各三〇部提出するよう命じ、第二条と第三条については、必要な

ときに軍医長に申し出れば、所管機関と協議のうえ支給すると回答した。⁽⁹⁾これに対し、救護員を軍医に準じて扱うことについては軍紀上の問題が生じるからであろうか、回答はなかった。

救護条件の策定と並行して、佐野は救護事業の準備に着手した。まず佐賀へ行き、旧藩主鍋島家の家令から三〇〇円を借用し、これに佐野自身が一〇〇円を拠出して当座の活動資金を作った。そして、旧知の佐賀病院の医師小川良益のほか、津田一蔵、江原益蔵、町浦富蔵を救護員として雇い入れた。佐野らが佐賀から熊本に到着するのは五月二十三日である。佐野は到着後、ただちに熊本軍団病院に小川を医員、津田を医員助、江原を庶務掛兼看病夫取締、町浦を看病夫として届け出た。⁽¹⁰⁾また、上記資金で購入した綿撒糸(ガーゼ)と白木綿等を軍団病院に寄贈した。八月一日制定の「博愛社々則付言」によれば、医師と同助(社則付言ではこの語が用いられている)は、「医務ハ軍団軍医長ノ管理ヲ受ケ、其他ハ委員ノ指揮ニ従ヒ救済ノ事ヲ掌」り、看護長と看護手は「医員ノ管理ヲ受ケテ医師ニ隸シ、救済ニ服従ス」と定められていた(第一六条⁽¹¹⁾)。小川らが救護活動を開始するのは二十七日である。この五月二十七日は、日本赤十字社がはじめて救護事業を行なった記念日になっている。

②博愛社標章の制定

佐野はまた、軍団軍医長と協議し、博愛社の標章を制定した。白地に赤十字の「赤十字標章」は、ジュネーブ条約の加盟国でなければ使用することができない。そのため、「紅丸二」という独自の標章を考案したのである。

ところで、陸軍が最初に衛生部の標章を制定したのは、一八七〇(明治三)年五月である。「病院旗」と称される単に青地の旗章であった。翌年十二月には、白地に赤一字の軍医寮旗が採用された。軍医寮は一八六八(明治元)年、

兵部省内に設置され、一八七三（明治六）年に軍医部と改称され、一八八六（明治十九）年、医務局となった。当時、すでにジュネーブ条約が成立し、局外中立を示す赤十字標章が使用されていることが知られていたので、一八七一（明治四）年十二月、外国と「万一交際上ニ於テ兵戈ニ及ヒ候トキニハ万国普通ノ公法ニ基キ右記号相用ヒ、平日トテモ右記号ヲ用ヒ、人ノ耳目ニ触レ慣サセ置不申候ケハ不知不思議ノ不都合ヲ生シ、大ニ皇国ノ御失態ヲ醸シ候ニモ可至ト奉存候間、於皇国モ右記号御採用相也度」⁽¹²⁾との上申が軍医寮（当時の軍医頭は松本順）から兵部省になされた。しかし、赤十字標章の採用は認められず、白地に赤一字の標章となった。

石黒忠愼（のちに軍医総監、日本赤十字社長）によると、赤十字旗が採用されなかったのは、陸軍卿から太政官にその使用を申し出たところ、「一体赤十字などというものは宗教に係があるものゆえ、さようなものを我が国陸軍部内の徽章に用いるのはもつてのほかである」⁽¹³⁾として却下されたからである。そこで、「後年必ず各国同一の定めになることであろうから、今のところ十字から縦の一字を削っておくこととし、白地に赤の横一字のしるしとしたらよからう」⁽¹⁴⁾ということになったのだという。軍医たちは、赤十字旗はジュネーブ条約の加盟国のみが使用できるということに気づいていなかったのである。石黒は後年、「私どもは赤十字のことを種々調査し、また書物を取り寄せて調べてみましたが、この赤十字章は勝手に付け得るものではなく、国と国との間に条約を結んで後、初めて付け得るものであるということが判り、先年私どもが藪から棒にこれを軍医の徽章にしようと主張したのは当を得ず、また太政官が宗教に係あるとして斥けたのも当を得ぬ処置であつたことが判りました」⁽¹⁵⁾と述べている。一八七二（明治五）年五月には、病院旗が軍医寮旗に統一された。したがって、西南戦争では、政府軍の病院や繃帯所に、白地に赤一字の標章が掲げられた。

博愛社の標章は、赤丸の下に赤一文字に決定された。これを「紅丸一」と称した。赤丸を付したのは、陸軍の標章と区別するためである。これが博愛社の一般標章で、肩に付ける標章は、縦二寸、横二寸五分の布地に紅丸一を描き、医員はその右斜め上に小さな藍色の丸、事務係は同じく黒色の丸を配した。看病夫（陸軍の看病夫と区別するため、のちに看護手に改称された）は一般標章と同じであった。¹⁶博愛社が赤十字標章を使用するのは、日本がジュネーブ条約に加入し、社名を「日本赤十字社」に改めた一八八七（明治二十）年以降である。

（二）社員総代の戦地派遣

東京で八月一日、戦地での事業を統括するため、桜井忠興委員（旧尾崎藩主）の派遣が決定された。桜井の戦地派遣は、七月十日の長崎における佐野と松平まつだいらのりつぐ乗承（旧西尾藩主）の会談での決定事項の第四「医員看病夫ヲ招集シテ熊本長崎ニ増遣シ、從テ鹿児島ニ着手ス可シ。看病夫ノ如キハ本土ニ就テ傭フノ便ナルニ如カスト雖モ、東京ニ於テモ社員ノ華族中ヨリ其旧臣ヲ募リ派出スルコトアルハ本社ノ希望スル処ナリ」¹⁷との方針を実行するためである。この決定に従い、七月下旬、まず社員秋月種樹（旧高鍋藩主秋月種任の三男。当時元老院議員）が推薦した福岡正之（鹿児島県土族）を看病夫に任命し、旅費を給付して長崎へ派遣した。

桜井の任務は、博愛社の委任状によると、陸海軍病院を訪問して患者を慰問し、また救護員の派遣地において治療の模様と医員の懈怠等を視察し、設立願書および社則、社則付言にもとづき、「本社忠愛ノ主旨」がすべてに行き届くよう、委員ならびに医師とともにつとめることであった。¹⁸このほか、以下の事項が委任されていた。

是度戦地到着ノ上ハ社則付言第六条ノ旨趣実践可致見込ニ付、宜シク先ヅ軍団軍医長ニ稟議シ、総督本営ノ聞届ヲ

経、又鹿児島県令ニ照会シ同県下適宜ノ地ニ於テ繃帶所及仮病院等ヲ建設シ、当分ノ内該所ニ駐在シ：勉メテ救済ノ業ヲ拡張シ、本社忠愛ノ主旨精々貫徹致シ候様、励精可有之候也⁽¹⁹⁾

八月十五日、桜井は、委員心得原田隆造と藤田圭甫（医員長）、郡豊（医員）、大波治卿（医員助）、高松隆金（医員助）および旧家臣の高塚友義（司契）をともない、長崎へ向けて出発した。藤田は、東京慈恵病院の医師で、長崎県大村の出身である。戦地派遣に際して他の三名とともに東京で雇い入れた。医員長である藤田の月給は四〇円、このほか衣服料一〇円が支給された。⁽²⁰⁾ 医員の郡は月給三〇円・衣服料一〇円、医員助の大波は月給一五円・衣服料一〇円、高松は月給一〇円・衣服料一〇円であった。⁽²¹⁾ 当時、米一石が東京や大阪で五円強、熊本では四円ほどで、米価からすると一円は現在の二万円くらいに相当したという。⁽²²⁾

桜井一行は途中神戸に寄港し、十七日、大阪陸軍臨時病院に患者を見舞い、本社からの慰問品を手渡した。同病院では、時間の関係上、重傷の将校患者の病舎のみを慰問した。患者らはすでに新聞等で博愛社について知っており、「社員ノ慰問スルヲ認め、枕頭ニポロリト感激ノ泪ヲ垂レ、只領テ謝スノミ」で、これを見た一行は「余輩ノ頑強迂疎ナルモ惻隠ノ心頓ニ起リ覚ヘス、睫毛ヲ濡マシタリ」という。同病院は当時、「其他式千ノ傷者連舎並枕呻吟痛苦ノ状言ニ忍ヒサル者アリ」といった状況であった。⁽²³⁾ 大阪では、有志者からの寄付金六七五円と木綿三〇反を預かった。

桜井は大阪で長崎経由で鹿児島へ行くか、下関を経て宮崎県の細島へ行くかを大給と協議した結果、まず長崎へ行くことに決した。長崎には十九日に到着した。しかし、当初希望した鹿児島行きを果たせず、長崎ですでに救護員が派遣されていた軍団病院側との折衝や勤務状況の視察を行ない、その後、細島軍団支病院に出張した。鹿児島行きは戦争終結後の十月五日によりやく実現し、持参した医療器械や薬品を病院に寄贈し、また短期間ではあったが戦闘に

巻き込まれて負傷した住民の治療を行なうことができた。その行動力について、大給は「兎に角傷病者ハなかなか多く、殊にコレラが蔓延して、至る所流行するといふ厭やな処へ出掛け病院の事務を引受け、医者雇ふて傷病者に治療を受けさせ、仕馴れぬ仕事に従事して兎も角も成功したのハ、至極褒むべき事だ。夫れも桜井其人に大野心でもあつたなら格別、実に正直律儀一辺の殿様で、人の厭やがる所へ行つて責任を帯びて人の厭やがる仕事を仕遂げた丈ハエライもので、赤十字社員たる者ハ、決して桜井の功を忘れてハならぬ、桜井ハ誠に赤十字社の働きを實にした人である⁽²⁴⁾」と、高く評価している。

二、熊本における救護事業

(一) 熊本軍団病院

博愛社の救護事業は、熊本において開始された。佐野が設立認可後、鍋島家の家令からの借金と手持ち金で活動資金を準備し、それをもとに小川良益以下三名を雇い入れたことはすでに述べた。

小川らが軍団病院に出勤し、軍団軍医長の監督下で救護事業を開始するのは五月二十七日である。『社史稿』は、「之ヲ本社業務ノ開始トナス⁽²⁵⁾」と記す。救護員の勤務時間については、佐野から軍医官に「町浦富蔵本日ヨリ定詰、小川良益津田一蔵義本^{マヤ}本日ヨリ隔日ニ暮迄テ帶勤、江原益蔵儀博愛社事務有之度ニ付当分昼間出勤度様⁽²⁶⁾」との通知がなされている。これによると、勤務時間は当初、博愛社側が定めていたようである。六月十六日には、旧熊本藩主細川護久が博愛社の主旨に賛同し、旧家臣の医師三浦齋と竹崎季薫を派遣したので、医員助として軍団病院で治療に従事

させることにした。⁽²⁷⁾ 七月二十三日、現地で河野真澄を看護手として雇い入れ、同病院へ派遣した。

熊本軍団病院には五月二十八日の時点で、四つの病舎に三九四名の負傷患者がおり、人吉、八代や豊後方面からの患者を収容していた。⁽²⁸⁾ 四月一日から九月三十日までに同病院が治療した患者は、傷者一〇五三名、病者七五五名にのぼった。⁽²⁹⁾

博愛社の救護員が軍団病院でどのような活動を行なったかについては明らかではない。ただ、西郷軍の負傷者を五〇名ほど治療したとの証言がある。熊本市内の古い長屋に入れていた負傷者であるが、これが博愛社による最初の救護だといふ。⁽³⁰⁾ 石黒忠恵によると、ずいぶん古い外科器具を携えたわずかな医師と看護人は、「軍団軍医部の方では如何にも迷惑であつたにも拘らず、之を許す以上は、相当の仕事を当がって遣らなければならぬと云ふので、賊の負傷者を僅か許り集めて、熊本の空き家を借りて其所へ収容して手当をさせることになった」⁽³¹⁾らしい。しかし、博愛社側の資料には、熊本での西郷軍兵士の治療記録がない。長崎と異なり、作成されなかったためであろう。

（二）救護員の戦地派遣

軍団病院以外では、六月以降、軍医部の命令により、津田、江原、町浦、河野、三浦、竹崎が鹿児島、宮崎両県内へ派遣され、患者の治療と護送に従事した。まず、八月八日、津田医員助、江原看護長、町浦、河野看護手が人吉の別働第二旅団大綱帶所（野戦病院に相当）へ派遣され、九月八日、鹿児島県加治木へ転勤した。津田は十月十六日になつて熊本に帰着し、二十五日、長崎軍団病院へ転勤した。⁽³²⁾

八月八日には竹崎医員助が八代軍団支病院に派遣され、十八日、人吉大綱帶所へ転勤し、九月八日、同地から患者

四〇名を護送して熊本鎮台支病院（鎮台病院を改称）に帰院した。竹崎は、第九病舎で患者百余名を担当したのち、阿弥陀寺分派病院へ派遣された。⁽³³⁾さらに、十月十日、水俣の虎列刺避病院へ出張し、二十四日までコレラ患者の治療にあたった。当時、水俣地方でコレラが大流行しており、熊本県当局の要請により、軍団病院の許可を得たうえで、出張治療を行なったのである。このコレラ患者の治療は、博愛社によるはじめての災害救護事業とされる。⁽³⁴⁾傷病兵士以外の治療は、このほかにも行なわれており、六月十九日、種痘実施のため、三浦医員助が宮崎県三田井村（現・西臼杵郡高千穂町）の大繻帯所へ出張している。⁽³⁵⁾同地の政府軍兵士や住民に天然痘やコレラが発生していたためであった。

九月二十七日には、吉木謙三医員助（七月二十日、長崎で採用）と園田大助看護手（八月二十四日、鹿児島で採用）が細島から患者一二名を護送して熊本に到着し、以後、鎮台支病院で勤務した。吉木は、十月九日、長崎へ転勤した。⁽³⁶⁾

こうした転勤は軍団軍医部の命令によるものであるが、頻繁だったことがわかる。十月二十五日に津田医員助が長崎に転勤したため、熊本に残った教護員は河野と園田の看護手二名のみとなった。十月三十一日、長崎軍団病院の閉鎖とともに、熊本における救護事業も終了した。

熊本で救護に従事した救護員は医員一、医員助四、看護長兼庶務掛一、看護手三の計九名である。『社史稿』によると、五月二十七日から十月三十一日までの一五八日間に百余名を治療し、四〇名を護送した。⁽³⁷⁾

三、長崎軍団病院における救護事業

（一）当時の状況

長崎軍団病院は、四月一日の開設から十一月十七日の閉鎖までに傷者三八二名、病者一四三三名を治療した。この患者数は、九州の七カ所に開設された軍団病院のなかで最多である。久留米、高瀬、八代、松合、熊本、鹿児島から移送されてきた患者を治療し、重症者はさらに大阪陸軍臨時病院へ航送した。⁽³⁸⁾

長崎では、病院開設当初は学校を借用し、その後患者数の増加にともない寺院や公立の建物を病室に充てたが、病室が散在し、近いところで八、九〇〇m、遠いところでは四、五kmも離れており、しかも寺院は規模により多いところで五、六〇名、少ないところでは二、三〇名を収容できるにすぎなかった。それにもかかわらず、各病舎には患者数に関係なく医官、看護人を配し、調剤係等も置かなければならず、また命令の伝達や物品の授受等にきわめて不便であった。そのため、四月二十六日、四〇名を収容できる木造の病舎一五棟の建設に着手し、五月十九日に完成した。しかし、それでも病室が足りず、引き続き寺院や学校を借用した。病院の開設期間中に使用した学校、公共の建物、寺院は一九にのぼり、そのうち一五が寺院であった。⁽³⁹⁾

当時の患者の状況は、戦地からの転送のため、受傷後一週間ないし数週間を経過した者が大半を占め、すでに全身衰弱した者、膿毒症を発する者があり、治療は困難であった。また、大阪への航送に堪えられない患者や伝染病患者が残留したため、常に重症者のみが在院していた。⁽⁴⁰⁾

博愛社の救護員が長崎で救護を開始するのは六月二十六日である。開設当初は戦傷者が多数を占めていたが、七月

に入ると平病者が患者全体の一〇%、八月には三〇%、九月には八〇―九〇%を占めるようになった。脚氣、腸チフス等が多く、九月、十月にはコレラが流行したため、死亡者はすべて脚氣、腸チフス、コレラ患者だったという。⁽⁴¹⁾

(二) 救護員の派遣と佐野の方針

熊本で救護を開始した五月二十七日、佐野は同地で医師深町亨を医員として雇い入れ、長崎へ派遣した。深町は第七副舎(病舎)勤務を命じられ、六月二十六日から治療に従事した。⁽⁴²⁾七月二十日、長崎で持永精齋、吉木謙三を医員助として、山口福次郎、中野順吉、蒲原幸三を看護手として雇い入れ、東京で採用した中島愿仙医員助と福崎正之看護手も八月一日と六日に到着した。中島は博愛社の主旨に共鳴し、無給・自費で救護従事を申し出た医師で、福崎も志願者であった。福崎はその後、技能優秀につき、医員助に昇格した。持永と山口、中野、蒲原は直ちに長崎軍団病院第二副舎勤務を命じられ、採用当日から深町(七月二十日、第七副舎より転勤)とともに同所で勤務した。⁽⁴³⁾八月十日、持永、中島、吉木、福崎、山口、中野、蒲原の七名が西郷軍の負傷者治療のため、鹿児島出張を命じられた。その活動については後述する。

八月十九日には、東京から桜井、藤田らが到着し、救護に加わった。桜井一行は、医療器械の調達に苦労したようである。以下の証言がある。

外科の道具なども横浜で買って来たと云ふのを大阪で見たとこころ、私は今でもチャンと覚えて居るが、英吉利^{イギリス}のワイスの品質はよいが、三十年ばかり前の物である。それはさうであらう。横浜に在る外科具は大抵官軍で買ひ占めて、残つて居つたのははねたものばかり、それで不足な物も数々あったので、足りない物は大阪の陸軍臨時病院の

備品を分けて持たして遣つた。⁽⁴⁴⁾

こうした証言をするのは、当時、大阪陸軍臨時病院の病院長であつた前出の石黒忠恵一等軍医正である。陸軍の博愛社に対する厚意と援助を知ることができよう。

八月二十日、桜井と藤田医員長はすでに長崎軍団病院で救護に従事していた深町医員とともに緒方おがた惟準これよし病院副長に面会し、鹿児島行きの希望を伝えた。ところが、緒方は「戦地延岡口ヲ初メ各所ノ病院トモ逐々当港（著者注…長崎）ニ引揚ケ、林医監等モ帰来ス可キ筈ナレハ、社員鹿児島行ノ労多ク功少キヨリ寧ロ此地ノ病舎ヲ分掌尽力センニ不及力⁽⁴⁵⁾」との意見であつた。そのため、本社に電報を發したうえで、長崎に留まることにした。翌日、緒方と面会した桜井らは、軍団病院の医師が不足しているとの理由で、第十一副病舎の負傷患者約一六〇名と西郷軍の負傷者一〇名余りを博愛社で受け持つよう依頼された。⁽⁴⁶⁾

第十一副舎を担当するにあつての条件が二十三日、緒方と原田隆造との間で取り決められた。

- 一、第十一副病舎ニ在ル本部ノ藥品ハ渾テ御引揚ノ事。但藥局付属器械乳鉢膿盤等ハ数記シテ拝借ノコト
- 二、病舎備付ケ寢具蚊帳食器等ハ一切従前ノ通り据置キ而メ、其取締方ハ本部ノ直管ニシテ当社ハ關係不致事
- 三、滋養品、牛乳、鶏卵、肉汁等依旧給与ノ事
- 四、病舎家税モ同前ノ事
- 五、社旗ヲ掲ケ門札取替ノ事⁽⁴⁷⁾

このうち、三の滋養品は前日の夕方までに病院本部に申し出れば給与することとし、一、二、四も了承された。しかし、社旗掲揚と門札交換については、緒方は、本部が病院旗を掲げていないのでこれに準じ、また門札は本部の権

限外のことであるので、当分の間、見合わせてはどうかとの意見を述べた。⁽⁴⁸⁾ そのため、第十一副舎に博愛社の「紅丸一」の社旗がひるがえることはなかった。しかし、この取決めをみると、病院側が博愛社にかなりの便宜を図っていることがわかる。この日、東京から薬品二三箱が届いた。治療に要する薬品類はすべて博愛社の自弁である。こうして第十一副舎での救護活動がはじまったが、佐野は鹿児島での事業実施をあきらめていなかったようである。取ノ上ハ諸件充分注意アリタシ。：鹿児島遣ニ必用ナラサルヤハ能ク緒方医正ト御相談アルヘシ⁽⁴⁹⁾との電報を発している。

佐野は、博愛社が第十一副舎を担当するとの報告を受けると、直ちに詳細な注意書を送付した。すなわち、まず第一に、手術は精妙を尽くすことはもちろん、衣服の清潔、飲食の節度、遊歩の適度、空氣の流通、費用支出の得失などを適切に行なわなければ「忽チ傍人ノ誹謗ヲ来シ、結社ノ素志ニ悖リ、遂ニ本社ノ興廢ニモ関スヘキ一大至難ノ要件⁽⁵⁰⁾」となる。外国の公使や医師もわが国の治療看護を視察し、これに公然と論及するにあたり、本社が多数の負傷者を市街とくに居留地内で療護するのはもつとも困難なことである。さらに、「万一陸軍病院ノ救護看護ニ劣ル如キアラハ、創者ノ不服ヨリ数緒紛転発出スルハ必然⁽⁵¹⁾」である。また、外国人が時々往来して病室等を縦覧することもある。したがって、「病室ハ勿論治療及撰養ノ方法等諸事最モ整頓ヲ加ヘ、創者ノ信賴ヲ来シ、他眼ノ愛顧ヲ得ルコトヲ期⁽⁵²⁾」さなければならぬ。注意書は、以下の言葉で終わっている。

只誠意ノ有ラン限りヲ以テ信拠トナシ、陸軍病院ト終始喋合シ、官設私設ノ分界ニ聊カ間情ヲ生セス、親密一和能ク実効ヲ奏セラレンコト希望ニ堪エサルナリ⁽⁵³⁾

こうした治療上の注意や外国人に対する配慮は、外科医であり、また外交官でもあった佐野の面目躍如といえるも

のであった。

（三）救護の実況

博愛社の医員四名（藤田、深町、郡、大波）は、八月二十四日から長崎軍団病院第十一副舎で救護を開始した。陸軍からの引き継ぎ当日の患者数は九一名であった。⁵⁴同日、薬局を開設した。第十一副舎は八月三十日、出島から福済寺へ移転する。『熊本長崎支局日誌』収録の長崎支局「明治十年八月分病舎日誌抄」と「明治十年九月医務課日誌抄」には患者の入退院、転院、治癒者ならびに死亡者の氏名が記されている。それによると、患者数は最多時で一〇八名（八月二十七日）、最少時で六七名（九月二十六日）であった。⁵⁵軍医が毎日回診し、手術を要する患者は本院へ送った。

医員は、他の病舎の診療を手伝ったり、患者を護送して大阪へ出張することがあった。大阪陸軍臨時病院への航送は長崎、細島、桜島から行なわれたが、これについては次章で述べる。博愛社委員総代の桜井は、たびたび第十一副舎を訪問した。また、博愛社から患者に手拭いや扇子、新聞等が贈られた。⁵⁶

長崎における救護状況については、大波治卿医員助が以下のように回想している。

博愛社一行の引き受けた病院は長崎陸軍病院の第十一副舎というものでして家もはつきり覚えていませんが何んでも広い家で傷病者が二、三百人ばかり入っていました。いずれも銃剣であるいは股を撃ち抜かれた兵士もあればあるいは背中を切られた人夫も居りまして各所でウンウンと唸声が聞えて、随分気の毒な有様でしたがいずれも治療が功を奏してたおれた者など一人もありませんでした。

しかし、何しろ多人数の患者ですから私等の忙しいことといったら実に目の廻るばかりで、治療をする、薬をこし

らえる、計算をするというように一人で皆処置しなければならぬ仕儀でしたから、桜井氏も高塚家令もほとんど夜の目も合さぬ位でしたが、負傷者の中には御大名がはるばる療治に来てくれたのは有難いと言って涙を流すものさえありました。長崎病院では主に官軍の負傷者ばかりで賊軍の者は一向見受けませなんだが熊本に参った博愛社の医員は大分賊兵を療治したそうです。⁽⁵⁷⁾

この回想にはいくらか記憶違いがある。まず、救護開始時の患者数は二、三〇〇名というほど多くはなく、前述のように九一名であつた。また、治療が奏効して死者は出なかつたわけではなく、八月には五名、九月には一〇名が死亡している。⁽⁵⁸⁾ 事実と一致しない箇所があるものの、大波の回想により、四名の医員で、しかも鹿児島などに出張する医員があつたときはさらに少人数で、多くの患者を担当した当時の苦勞を知ることができよう。ちなみに、西南戦争に派遣された救護員の回想は、大波のこれのみである。

長崎では一つの病舎を受け持ったのみならず、医員を各地へ派遣したため、医師不足が深刻であつた。そのため、現地で医員のほか看護手、看病夫を雇い入れた。桜井一行の到着後の八月二十六日、陸軍雇用の医師日野謙治、河村官治と看病夫一二名を博愛社で雇用し、第十一副舎に配属した。さらに、二十八日、患者増加のため、第二副舎から転じて第十二副舎で勤務していた深町医員と看病夫八名を第十一副舎に合併した。このほか『博愛社第二報告』には、「同月（著者注…九月）廿一日第一副舎へ看病夫五十五名、第十三副舎へモ同ク看病夫二十一名ヲ派遣セリ」⁽⁵⁹⁾とあるので、相当数の看病夫を雇用していたものと思われる。

救護事業を開始した八月二十四日から三十一日に至る第十一副舎の患者数は、入院一二二名（傷者五一、患者六二）で、退院六名（傷者）、転院二名、死亡五名（患者）であつた。⁽⁶⁰⁾ この「患者」とは病者である。

九月以降も、現地で山崎哲（九月十日）、川口勇（同十三日）、橘謙良（同二十八日）の三名を医員助として雇い入れ、第十一副舎の薬局に配属した。当時、川口は長崎医学校の生徒であつたが、深町が保証人となり採用した。それでも医師不足は深刻で、九月五日、長崎から東京に、以下の電報が発信された。

外科専門トシタル良医ニテ我社旨ヲ飽迄奉体ス可キ、最モ創患者医生等ヲ看護統括スル実効ノ見ルニ足ル者アラハ四拾円ハ倍シテモヨシ、手技又ハ調剤ノ出来ル医生アラハ大至急御知ラセ⁶¹

この電報と同時に、大阪の石丸安世と石黒軍医正にも同内容の電報が発せられた。これに対する石丸の返信は、「外科専門医当地ニ無シ。東京へ頼ム可キヤ返詞セヨ⁶²」であつた。大阪にも戦地に赴こうという優秀な外科医はいなかつたようである。

長崎から鹿児島には八月以降、すでに救護員が派遣されていたが、戦争終結直前の九月十四日にも郡医員と大波医員助が桜島軍団支病院へ派遣された。郡は二十四日に鹿児島から帰院すると、ただちに第十三副舎虎列刺避病院の担当となつた。九月二十四日と三十日には、東京で採用された医員助高宮時之助と同山田正が到着した。両名は、直ちに第十一副舎勤務を命じられた。⁶³

九月中の第十一副舎の患者数は、入院一三九名（傷者六九、患者七〇）、退院五七名（傷者二七、患者三〇）、転院一名、死亡一〇名（傷者六、患者四）であつた。⁶⁴これに対し、郡が派遣された第十三副舎虎列刺避病院では、九月十七日から十月三十一日までの間に、入院患者七五名のうち四四名が死亡している。⁶⁵当時、九州一帯でコレラが猛威をふるっていたが、博愛社担当の病舎および救護員百有余名からは幸いにして一人の感染者も出なかつた。

救護活動は転勤が多く、激務であつた。戦争が終結し、患者が大阪転院、退院などによつて減少するにともない、

救護員は順次解職された。⁽⁶⁶⁾

長崎での救護事業は、十月三十一日、第十一副舎の入院患者が重傷者四名に減少し、これを本部病院に合併したこ
とによつて終了した。⁽⁶⁷⁾ 救護員は、博愛社に全面的に委託された第十一副舎のほか、第一、第二、第三、第七、第
十二、第十三副舎でも治療看護を幫助した。その人数は医員長一、医員二、医員助一四、看護手五、看病夫九六名計
一一八名であつた。⁽⁶⁸⁾ 六月二十六日から十月三十一日までの一二六日間に救護した患者の概数は三五八名、第十一副舎
では一五七名である。このうち、一五七名が退院し、一二名が転院し、七一名が死亡している。⁽⁶⁹⁾ 死亡者が多いのは、
すでに述べたように、大阪への航送ができない重症者が多かつたためである。

『博愛社第二報告』は、長崎での救護事業に功績があつた者として、長崎軍団病院の緒方惟準一等軍医正（幕末の蘭
方医緒方洪庵の次男）と北島秀朝長崎県令（博愛社社員）をあげている。とくに緒方については、博愛社が「業ヲ本地
ニ開シヨリ以来、救済百般ノ事項トシテ緒方軍医正ノ協参援助ニ依ラザルナシ。然レバ則、吾社忠愛ノ素志ヲ今日ニ
貫徹セシモノハ、至竟同氏尽力ノ功其多キニ居ルト云可シ」⁽⁷⁰⁾と称賛している。

四、鹿児島・宮崎における救護事業

（一）鹿児島および細島の軍団支病院

鹿児島と宮崎で救護を行なつたのは、熊本、長崎から派遣された救護員と鹿児島で採用した救護員である。八月
十四日、長崎から医員助の持永精齋、吉木謙三、福崎正之、中島愿仙の四名と看護手の中野順吉、山口福次郎、蒲原

幸三の三名が鹿兒島軍団支病院に到着した。

八月二十四日、鹿兒島で松山蘇元、中山壽仙を医員助、梅北五郎、園田大助を看護手として雇い入れ、鹿兒島軍団支病院へ派遣した。四名はいずれも鹿兒島県士族である。⁽⁷¹⁾戦争末期とはいえ戦闘継続中に、鹿兒島の士族が博愛社の救護員募集に応じたことは興味深い。

長崎から持永ら医員助、看護手総勢七名が到着した八月十四日、軍団軍医部が征討軍団本営が置かれていた都城へ移転することになったため、中野、山口看護手を鹿兒島支病院に残し、その他は直ちに都城へ移動して、十六日から同地の患者一八五名を担当した。⁽⁷²⁾

八月十八日、軍団本営が都城から宮崎へ移転することになると、持永、福岡、蒲原は軍医部の指揮のもとに診断を行ない、患者を重症患者、除役退院を乞う者、使役に堪える者に選別する作業に従事した。その作業がもつとも迅速であったため、軍団本営から賞詞を与えられた。⁽⁷³⁾同日、持永、福岡と看護手一名（氏名不明）が重症者一三名を鹿兒島支病院へ護送し、任務終了後、同地での勤務となった。到着時、支病院には三〇名の患者がいたという。⁽⁷⁴⁾二十八日、細島の軍医長の命令により、鹿兒島支病院の博愛社救護員全員（持永、松元、中山医員助と梅北、園田看護手）が細島へ移動した。⁽⁷⁵⁾

細島（現・宮崎県日向市）には日向灘に面した天然の良港があり、患者の航送に適していたので、同地の軍団支病院には各地の大繃帯所から負傷者が送り込まれていた。そのため、救護員は治療だけでなく、患者の大阪護送にも追われた。八月二十五日、福岡医員助と中野、山口看護手は、負傷者九名を鹿兒島から長崎へ護送したあと、長崎軍団病院第十一副舎勤務となった。⁽⁷⁶⁾

九月二日、持永医員助、蒲原、梅北看護手が患者一七八名とともに、大阪に向けて出発した。そして、十七日に長崎に帰着したのち、軍団病院勤務となった。⁽⁷⁷⁾六日には、吉木医員助が二五六名の護送に従事している。⁽⁷⁸⁾吉木は、大阪から細島へ帰着後、園田看護手とともに一二名を熊本へ護送し、鎮台支病院で九月二十七日から十月十九日まで勤務した。⁽⁷⁹⁾九月二十九日にも中島医員助が大阪へ患者（人数不明）を護送し、十月十五日、長崎に帰着している。⁽⁸⁰⁾患者航送時の状況については、持永の報告書がある。

海路ハ実ニ波濤劇裂、患者ノ困難不可言。殊ニ軍夫患者一名最モ危険ノ状景ヲ現ワセリ。而巳ナラス健全ノ人ト雖トモ常ヲ失ヒ付属ノ軍夫モ皆ナ以テ使役ニ絶エス。然リト雖トモ百八拾有余ノ患者前件ノ景況見ルニ忍ビス、依テ軍夫ヲ呵示シ、若シ爾チ役セスンハ爾等ヲシテ海中ニ投ゼシト言終リテ三四名起チテ役セリ⁽⁸¹⁾航海中、自らも船酔いに苦しみながら、軍夫を叱咤激励し、多数の患者の看護にあたった当時の苦勞を知ることができる一文である。

鹿児島県内では、軍団支病院のほか、加治木（現・始良郡加治木町）、坂本（現・鹿児島市）、下荒田（同）、桜島（同）、障子川木（同）においても救護を行なっている。熊本から派遣された津田医員助、町浦、河野看護手は、九月八日から加治木大繙帶所で勤務し、十五日に坂本仮病院へ転勤し、三十日に加治木に戻って患者を下荒田仮病院へ護送したのち、同病院で勤務した。⁽⁸²⁾九月十四日、長崎から郡医員と大波医員助が桜島軍団支病院に到着した。郡は十六日、傷者二一名を桜島から大阪へ護送し、大波も二十一日、九七名を大阪へ護送した。⁽⁸³⁾細島と同じく、桜島も港が整備されていたため、救護員は患者の航送にも従事したのである。

大阪から長崎に帰着した郡は、そのまま長崎勤務となったが、大波は桜島支病院に帰院したのち、十月一日から四

日まで、障子川木支病院でコレラ患者の治療にあたった。大波は、当時の状況を後日、以下のように語っている。

私ハ桜島（鹿児島県）の病院へ行つて呉れといふ命を受けて同島へ参り、陸軍の医者を助けて治療に従事してゐましたが、此処ハ長崎と違つて負傷者も余程手重い者が多く専ら切断療法を施してゐました、然るに此時九州各地に虎列刺病が流行して勢い猖獗を極め各所に避病院が建てられ、鹿児島何んとか言ふ処にも避病院が出来て此処へ桜島の病院から医師が三日交代で派遣される筈で、私も屢々其の番に当たりましたが、医師といへども当時の虎列刺と聞けばビクビクもので、現に病毒に感染した医者も三四人あるといふ次第ですから、皆な皆な大いに恐れ便所へ行つた時下痢しなければ先づ先づよしと喜ぶ位でした。⁽⁸⁴⁾

大波のあとを受けて、下荒田支病院の津田医員助と町浦、河野看護手が障子川木へ転勤し、治療にあたった。救護員が鹿児島で治療した患者は三五八名にのぼった。このうち七三名が退院し、四名が転院したが、死亡者は多く六一名に達した。⁽⁸⁵⁾ 十月五日、大波が桜島から患者を護送して長崎に帰着し、九日には津田が障子川木から熊本へ出発して、鹿児島における救護事業は終了した。

（二）桜井忠興委員の鹿児島出張

西郷隆盛以下約六〇〇名が鹿児島に帰還したのが九月一日で、その後、市内各所での戦闘によつて追い詰められた西郷軍は城山に立て籠もった。この戦争が終わりを迎えようとしていた九月十三日、桜井、原田、高塚らが救護状況を視察するため熊本に赴き鎮台支病院を訪問し、小川医員や富岡敬明熊本県令（博愛社委員）に面会した。支病院では、小川ら博愛社医員が命令により、種痘科というもつとも閑散とした部署で勤務しているということを聞き、「左

マテ無用視セラルルニモアラサルヘシ」⁽⁸⁶⁾と不満を漏らす一幕もあった。

桜井と高塚は、九月十七日、熊本から細島の征討軍団本営へ出発した。二人は宮崎地方の状況を視察したあと、再度熊本に立ち寄り、十月三日、長崎に帰った。このときにはすでに城山が陥落し、西郷は自決して反乱は平定されていたが、桜井らは激戦により荒廃した鹿児島での救護を企図した。鹿児島行きは、佐野や桜井が望んでいたことであつた。

桜井が原田、高塚と医員助の高松、高宮、山田および梅北看護手をとめない鹿児島へ出発したのは、細島から熊本経由で長崎に帰着した翌日である。鹿児島には五日に到着した。そこで一行が目にしたのは市内の惨状で、宿舎を探しても「兵燹ノ後荒塵腰ノ掛ク可キ場所モナク」、ようやく見つけた民家も「家唯四壁而已ニテ座板モ過半鳥有ニ属シタレハ、喫烟休息スルコトモ不能」⁽⁸⁷⁾といった状況であつた。そのため、座板のある隣家の八畳一間を借り、筵を数枚購入して隙間風を防いだ。パン、干し魚、ろうそく、毛布など数品を長崎から持参していたが、それでは安息を得ることが出来なかつた。

鹿児島県支庁は海岸沿いの小さな家屋に仮住まいしており、県官や戸長数十名が壊れた机と椅子を並べて執務していたが、室内には筆や硯、帳簿類が散乱し、倒れたままの本棚などもあつた。支庁に保管されているはずの博愛社の書類は、「兵燹ノ失フ所トナリ、故ニ其事情ハ口耳モテ受授」し、「会計簿ハ僅ニ壺冊ノ存スルモノアル」のみであつた。⁽⁸⁸⁾

桜井らは、荒れ果てた鹿児島での活動を開始した。十月七日、黒胡麻を購入し、各自が分担してこれを煎り、塩をまぶして胡麻塩を作った。そして、紙を買ってきて袋を製作し、胡麻を入れて封印したものを五〇〇個作り、県庁に

寄贈した。東京の老女が塩胡麻の寄贈を申し出たさい、博愛社はその代金分の金銭の寄付を要請したので、その厚意を実現するために寄付金で塩胡麻を作り、県庁に託したのである。⁸⁹

同日、博愛社の医師がいることを聞きつけた住民が一〇名ばかり診察を請うてきたので、あり合わせの薬を調剤して、相当の治療を施した。そのなかに一人の老人がいた。この者は西郷らが鹿児島に帰還したとき戦闘に巻き込まれ、流れ弾で脛の骨を砕かれたが、治療を受けることができずにいた。そこで、高宮医員助が、外科器具がなかったため、やむを得ず竹片を削り、傷口を探って数片の碎骨を取り出し、治療を行なったうえで帰宅させた。幸いにして、この老人は医師の臨機の処置を受けることができたが、戦場に放置されたままの負傷者もいたことであろう。博愛社長崎支局の日誌は、設立後なお日の浅い同社の非力を以下のように嘆じている。

噫渠モ亦同胞兄弟ナリ。其敗窮シテ医無ク薬無ク糧尽キ弾尽クルノ際、殊ニ恤ムヘキハ山野ノ間ニ幾多ノ創傷ヲ遭テ誰カ能ク之ニ一療護ヲ施スモノアラシヤ。我社ハ素ヨリ官兵ニ尽スニ論ナク、渠等ニモ及サント道義天地ニ不慙ノ善旨ヲ周行セントスルモノナリ。某老ノ如キハ最モ愛恤ヲ加ヘサル可ラス⁹⁰

日誌は続けて、将来、有志者から金銭を募り、優秀な医師を用い、妙薬利器を備え、「千百年ノ後復タ戦場ニ臨ムコトアラハ、堂々ト博愛ノ大旗ヲ翻ヘシ、以テ大ニ尽ス所アレカシ」と事業継続の決意を述べている。⁹¹

桜井らは、長崎から持参した薬品材料二二種を県当局に委託し、各所の病院に寄贈した。鹿児島出発は十日である。同地では数十名の負傷者を治療したが、本格的に救護活動を行なわなかったのは、すでに各病院に医師、看護夫がおり、博愛社の救護を必要としなかったからである。⁹² 十三日、一行は長崎に帰着した。鹿児島における活動期間はわずか六日にすぎなかったが、桜井らはその惨状を目の当たりにして、戦地での救護事業の困難を実感したものだと思われる。

る。十二月三日、帰京した桜井は、本社で戦地救護の報告を行なった。

むすびにかえて

西南戦争の最中、負傷者を敵味方を問わず収容治療することを目的として設立された博愛社は、五月二十七日から十月三十一日までの一八一日間に、護送者三八〇名を含む一四二九名を救護した。⁹³ 政府・西郷両軍の負傷者数からすると、この数字は多いとはいえない。その理由としてはまず、救護の開始時点で戦争の勝敗を決した田原坂とそれに続く熊本市東部地域での戦闘が終わっており、大量の負傷者が出ることはなかったことがあげられよう。また、政府軍の医療体制が整備されていたこと、および救護員が少数で大規模な救護事業を実施できなかったこともあるだろう。

博愛社が救護員、とくに医師の雇用に苦心したことはすでに述べた。『社史稿』によると、当時は戦地の住民の向背が定まらず、住民は西郷軍の勝利を妄信し、政府軍を敵視する者さえいた。そのうえ、民間団体による負傷者の救護は日本ではじめての経験であったため、官民ともに博愛社の主旨を危惧するところがあった。このような状況の下で、救護員に志願し、戦地で危険を冒して救護に従事しようという者は勇気のある篤志家以外にいなかったのである。⁹⁴

博愛社の救護員は、熊本では軍団病院、人吉大繙帯所、八代軍団支病院、阿弥陀寺分派病院、水俣避病院の六カ所、長崎では軍団病院の第一、第二、第三、第七、第十一、第十二、第十三副舎、鹿児島では鹿児島軍団支病院、加治木大繙帯所、坂本仮病院、下荒田仮病院、桜島軍団支病院、障子川木仮病院、宮崎では都城軍団支病院、細島軍団支病

院、三田井村仮病院、富高新町の一〇カ所で治療看護と護送に従事した。⁽⁹⁵⁾ その実数は医員長一、医員三、医員助一八、看護長一、看護手七、看病夫八九計一二六名であった。⁽⁹⁶⁾

救護に要した費用（総支出額）は七〇四〇円⁽⁹⁷⁾で、博愛社々則第二条にもとづき、すべて社員の年醵金（出資金）と寄付金で賄われた。創立初年の社員数は三八名、年醵金が五五〇円三〇銭、寄付金は九四九九円一〇銭六厘であった。また、寄贈品は白木綿、綿撒糸、リンネル、薬品など二七種にのぼった。⁽⁹⁸⁾

博愛社はまた、患者を慰問し、物品を寄贈した。前述のように松平乗承が佐野とともに長崎軍団病院ならびに同地の海軍病院、同臨時病院を慰問し、桜井忠興も長崎出張の途中、大阪陸軍臨時病院に立ち寄り、長崎では軍団病院をたびたび訪問したほか、熊本、細島など出張先で必ず患者を慰問している。慰問品には病院に寄贈したものと、患者個人に寄贈したものがあり、前者は治療に必要な白木綿や綿撒糸、薬品類が中心で、後者は浴衣地や博愛社の標章を染め抜いた扇子、手拭い、胡麻塩などであった。⁽⁹⁹⁾

民間による負傷者救護団体博愛社が認可され、戦地で救護事業を実施することができたのは創業同志者たちが華族や政府高官で、政府に設立願書を提出できる立場にあり、立ち上げ時の活動資金を準備できるだけの資力を有していたことが大きい。さらに、活動地の熊本、長崎では県令が公務の合い間に博愛社の主旨の普及や寄付金・寄贈品の募集と管理を行なっている。大阪では造幣局長が有志者から寄付金を集め、鹿児島では県吏が会計事務を代行した。こうした行政当局の協力は、一般国民が設立した救護団体では期待できなかったであろう。

博愛社の創立と戦地での活動は、負傷者救護が国民の上に立つ華族や政府高官の責務であるとの自覚なくしては実現しえなかったであろう。ヨーロッパの民間救護社についての知識を共有していた創業同志者たちにはまた、敵負傷

者をも救護することにより、日本は人道を重んじる文明国であることを欧米諸国に認知させたいとの思いもあったに違いない。

最後に、博愛社に対する評価を見てみたい。天皇は同社の主旨を嘉賞し、八月七日、金千円を下賜した。この時から皇室による博愛社（日本赤十字社）への援助がはじまる。ところが、陸海軍の公式記録に博愛社に関する評価を見出すことはできない。ただ、西村久雄陸軍軍医の編纂による『明治十年西南戦役衛生小史』（一九一二年）が「博愛社ハ社員ヲ派遣シ、救護ノ方法ヲ講シ、之ニ由リテ救護セラレタルモノ尠ナカラス」¹⁰⁰と簡単に記しているにすぎない。軍関係者以外では、川崎三郎の『増訂 西南戦史 全』（一九〇〇年）に「天皇陛下、此挙を聞き、之を嘉賞させ給ふに、若干の金を以てせられ、之を伝へ聞き、四方有志の士女類に之を賛成して戦地に周旋し、当時官軍たり敵軍たるを問はず、此社に由て死を起し、生を回せしもの、其幾許なることを知らず」¹⁰¹との記述が見られる。また、『日本赤十字社発達史 全』（一九〇六年）を書いた神戸務は「此博愛社事業ニ着手以来ハ千辛万苦ヲ以テ、諸般ノ準備ヲ整頓セシト共ニ、医員看護手モ赤誠ノ憐情ヲ以テ、百折不撓千挫不屈ノ勇ヲ鼓シ、戦場ヲ跋涉シ、虎病（著者注…コレヲ）ヲ驅逐シ、傷病者ヲ救療シ、多数ノ患者ニ、満足ヲ与ヘシハ、救療事業ノ初陣トシテ、最モ能ク勉メタリト云フベシ」¹⁰²と、博愛社最初の救護事業を評価している。

博愛社の活動を分析し、評価を加えた文献が少ないのは、軍衛生業務への貢献度があまり高くなかったことが理由ではないだろうか。すなわち、活動期間が短く、救護員の人数も少なく、また活動地域が限られており、軍医部の命令に従って軍病院・繃帯所での治療や患者の護送に従事し、戦場に出ることがなかった。さらに、軍衛生業務の帮助が博愛社の主旨だったとしても、軍医としての教育を受けた者がいなかったため、その活動が軍医の治療の補助に止

まった点も指摘できよう。

救護事業が終了した一カ月後の十二月四日、東伏見宮嘉彰博愛社総長（九月十三日総長就任を受諾）は東京本社において、佐野、大給をはじめ委員、社員および戦地派遣の医員、職員等三〇名を前に、以下の告論を行なった。

諸君恤兵ノ慈心ヲ発シ、報国ノ義務ヲ執リ、奮起此ニ博愛社設立ノ拳アリ。誠意ノ存スル所能ク天人ヲ感動シ、上九重ノ恩賚アリ、下草野ノ寄贈アリ。社業旺盛効ヲ干戈ノ間ニ致シ、創痍ヲ救済スル少小ナラス。諸君ノ拮据寔ニ思フ可シ⁽¹⁰³⁾

そして、告論を以下の言葉で結んだ。

嘉彰ト共ニ本社永設ノ基礎ヲ立テ、其ノ結構ヲ盛大ニシ、以テ結盟ノ主旨ヲ達ス可シ⁽¹⁰⁴⁾

この永設化の方針のもと、博愛社は戦後社員の獲得と資金の蓄積に努め、諸規則と内部組織を整備し、病院の開設を実現した。そして、ジュネーブ条約加入を契機に、日本赤十字社へと発展してゆくのである。

本稿の執筆にあたっては日本赤十字社本社情報プラザの横山瑞史氏と岡本龍太氏から貴重な御教示を得た。記して謝意を表する次第である。

（１） 西村久雄編『明治十年西南戦役衛生小史』（陸軍軍医団、一九二二年、以下『西南戦役衛生小史』）二五頁、一九六、一九九頁。

（２） 佐野と大給は四月六日、連名で博愛社の設立願書を右大臣岩倉具視に提出したが、同二十三日に却下された。佐野は九州

出張の途中、天皇が滞在していた京都に立ち寄り、側近に設立を願ひ出たが、ここでも認可されなかった。そのため、熊本に赴いて再度有栖川宮総督に願書を提出し、認可されたのである。東京で設立願書が却下された理由は、岩倉が西郷従道陸軍卿代理に博愛社認可の可否を問い合わせた書簡に対する回答によると、負傷者の救護体制が整っているのに新たに救護団体が来ては現場が混乱する、戦地に救護員を派遣しても軍医の経験がないため治療を行なうのは困難である、敵軍の捕虜と負傷者はすでに戦地の病院で治療を施している、などであった。本回答は、鹿児島県維新史料編さん所編『鹿児島県史料 西南戦争』第一卷（鹿児島県、一九七八年）一二七頁所収。吉川龍子『日赤の創始者 佐野常民』（吉川弘文館、二〇〇一年）七九―九〇頁もあわせて参照。戦地の有栖川宮が設立を認可できたのは、天皇から軍令権を委任されており、負傷者の救護は軍事に関する事項だったからである。このように、博愛社の認可は順調にはいかなかったのである。

(3) 願書と社則は、「博愛社創設ノ義^マ岩倉右大臣へ出願並ニ却下ノ件」（博愛社『結社及処務関係 自十年至二十年』、簿冊番号一「整理番号A11」、綴込番号・明治十年第二号、日本赤十字社本社所蔵）、『日本赤十字社史稿』（日本赤十字社、一九一一年、以下『社史稿』）九二―九六頁所収。

(4) 赤十字規約は、アンリ・ジュナン (Henry Dunant) らによって創立された「負傷軍人救護国際委員会 (International Committee for Relief to the Wounded)」(現在の赤十字国際委員会の前身) が開催した非公式の国際会議で決議され、10カ条からなる。その要点は、各国が一つの「中央委員」、すなわち救護社を設立し、戦時に軍衛生機関を幫助すること（第一条）、各国の中央委員が救護事業を実施するさいには政府の認可を受けること（第二条）、各国委員は平時には資材物品を準備し、看護人を養成すること（第四条）、中央委員は陸軍官憲の要請または認可を得て看護人を戦地に派遣し、その場合、軍司令官の指揮に従うこと（第六条）、救護人は白地に赤十字の記標を袖に付すこと（第八条）などであった。ジュネーブ条約は、赤十字規約に法的拘束力を持たせるため、16カ国の代表による国際会議で、同規約をもとに審議した結果、採択された。10カ条からなり、野戦病院と陸軍病院を局外中立とし、病院内の患者を保護すること（第一条）、傷病者は国籍の如何を問わず收容し看護すること（第六条）、病院および局外中立たる人員は白地に赤十字の標章を付すこと（第七条）などを定めるが、民間救護団体に関する規定はなかった。赤十字規約からジュネーブ条約の採択に至る経緯については、井上忠男『戦争と国際人道

法―その歴史と赤十字の歩み』(東信堂、二〇一五年) 三〇―六〇頁、『社史稿』七―一四頁参照。

(5) 『社史稿』一二三頁。

(6) 江原益藏庶務掛兼看護長の『西南ノ役ノ有様其他ノ事務』が佐野常民記念館(佐賀市)のホームページに掲載されているが、個人所蔵のため、現物はないとのことである。

(7) 「医員看護手慰労金取調書」は、「医員及看病夫へ慰労金贈遺ノ件」(博愛社『西南征討救護関係 自十年至十一年』(簿冊番号三「整理番号A1-1」、綴込番号・明治十一年第三号、日本赤十字社本社所蔵、以下「救護員慰労金調書」)所収。

(8) 博愛社「明治十年五月 熊本 目録 創者救済録」(博愛社『熊本長崎支局日誌 明治十年』、簿冊番号四「整理番号A1-5」、綴込番号・第五号、日本赤十字社本社所蔵所収、以下「明治十年五月 熊本創者救済録」)五月二十七日の記事。「届書」には「右軍団軍医長エ協議之上奉願度条至急御指令被下度候也」と付記されており、佐野らが救護開始を急いでいたことがうかがえる。

(9) 「明治十年五月 熊本創者救済録」同右。

(10) 同右。小川の任務は、辞令書によると、「軍人創者患者救済ノ為メ本社医員トシテ傭入候間、医務ノ義ハ軍団軍医長ノ管理ヲ受ケ、其他ノ事務ハ委員ノ指揮ニ従ヒ、能々社則ヲ守リ忠愛ノ本旨相達候様勉勵可有之候」とされ、月給三〇円と衣服料二五円の支給が記されていた。その他の者の月給は、津田二二円、江原一八円、町浦五円であった。博愛社『博愛社第一報告』(博愛社、一八八〇年再刷、以下『博愛社第一報告』)八一―九頁。

(11) 同付言は、博愛社の主旨をはじめ事業内容、活動方針を具体化するとともに、社員・救護員の任務、社員資格、役員および内部機関などの組織構造について定めたもので、二〇カ条からなる。創業同志者の会議で議決され、陸海軍軍医長官の承認を得たうえで、太政官に上申された。「社則付言ヲ定メ太政官へ届ノ件」(博愛社『結社及処務関係 自十年至二十年』、綴込番号・明治十年第六号)、『社史稿』一〇七―一二三頁所収。

(12) 「明治四年十二月十日軍医寮ヨリ兵部省へ上申」、陸軍軍医団編『陸軍衛生制度史』(陸軍軍医団、一九一三年、以下『陸軍衛生制度史』)一二二―九頁。上申書は、不許可の場合を想定して、「追テ万々一前文ノ記号御差支ノ筋モ候得ハ、軍帽並袖章

ハ左図ノ如ク旗ニハ白地赤一図下ニ黒山道ヲ相用度候」と、白地に赤一字の標章を提案していた。これに対して、兵部省は「申出之趣当分赤一字可相用事」と回答した。同頁。

(13) 石黒忠恵『懷旧九十年』(岩波文庫、一九八三年)二七一頁。『社史稿』一五四頁もあわせて参照。

(14) 石黒『懷旧九十年』、同頁。石黒を含む部下たちにこのように述べたのは、松本順軍医頭(軍医総監)であつた。『社史稿』一五四―一五五頁。

(15) 石黒『懷旧九十年』二七二頁。

(16) 縦横の寸法を付した色刷りの標章図は、「博愛社創設ノ義征討總督本營^{マツ}へ出願并ニ許可ノ件」(博愛社『結社及処務關係自十年至二十年』、綴込番号・明治十年第二号)に添付されている。

(17) 熊本で事業が開始されると、松平を派遣し、長崎に滞在していた佐野と今後の活動方針について協議させることにした。その結果、平民の入社の許可、鹿児島への進出、松平が持参した寄付金三三〇〇円の配分など六項目が取り決められた。「長崎駐在中佐野氏ト協議スル処ノ社業拡充ノ始末及該地見聞ノ現状演説書」、「松平出張員長崎駐在中挙行及見聞現況演説書ノ件」(博愛社『西南征討救護關係明治十年』、簿冊番号二「整理番号A1-3」、綴込番号・第七号、日本赤十字社本社所蔵)、引用箇所は八枚綴りのうちの四―五枚目。同文書は『社史稿』一一二―一一三頁にも所収。

(18) 「桜井忠興ヘノ辞令書」(八月十五日付)、『博愛社第一報告』五頁所収。

(19) 「同氏ヘノ別紙」同右同頁。

(20) 西南戦争で派遣された医員長は、藤田のみである。その任務は、辞令書に付された「別紙」によると、以下のとおりであつた。

今度戦地着到ノ上ハ該地軍団軍医長ノ管理ヲ受ケ軍中一切ノ律令ヲ遵奉シ、該地施治之業ヲ補助可被致候。尤鹿児島県下ニ於テ本社繙帶所仮病院等設置可致筈ニ候間、右落成ノ上ハ該院ノ医務ヲ専任シ、衆医ヲ管理シテ其能否勉強ヲ督シ、看護長看護手等ニ至ル迄軍医長ヘ照会シ、一切之ヲ進退統括シテ施治ノ効績相立候様可被致、其他事務ハ委員並委員心得ノ指揮ニ從ヒ厳ニ社則ヲ遵守シ、本社忠愛ノ主旨貫徹候様精々勉行可有之候也

同右六頁。

(21) 郡、大波、高松の任務は、月給と衣服料とともに辞令書に記されている。辞令書は、同右六―七頁所収。

(22) 山口茂『知られざる西南戦争』（私家版、二〇〇〇年）五九頁。

(23) 「至大坂臨時病院慰問創者患者記」（明治十年 長崎支局日誌）、博愛社『熊本長崎支局日誌 明治十年』、綴込番号・明治十年第九号所収、以下「明治十年 長崎支局日誌」八月十七日の記事。「明治十年 長崎支局日誌」は、原田隆造の筆による。

(24) 「日本赤十字社創立の由来（副社長子爵大給恒氏談）」、『読売新聞』一九〇二年十月二十九日付。

(25) 『社史稿』一一二〇頁。

(26) 「明治十年五月 熊本創者救済録」五月二十九日の記事。

(27) 同右六月十六日の記事、『博愛社第一報告』九頁。

(28) 守屋正「石坂惟寛・明治十年西南役『鞍頭日録』（二）」五月二十八日の記事（『日本医事新報』第二七八九号、一九七七年十月）六六頁。

(29) 『西南戦役衛生小史』八頁。

(30) 石黒忠恵「赤十字社の揺籃時代」（『博愛』第四六五号、日本赤十字発行所、一九二四年）四頁。

(31) 日本赤十字社『男爵石黒忠恵日本赤十字社懷旧談』（『日本赤十字社史稿』付録、一九一一年）六頁。

(32) 博愛社『博愛社第二報告』（博愛社、一八八〇年再刷、以下『博愛社第二報告』）三頁。江原は八月二十四日、町浦は十月八日、病氣により辞職し、河野は十月十六日に熊本に帰着し、三十一日の事業終了まで勤務した。「救護員慰労金調書」の深町、江原、町浦、河野の辞令案、『社史稿』一一二〇―一一二二頁。

(33) 『博愛社第二報告』三頁、『社史稿』一一二二頁。

(34) 日本赤十字社熊本県支部編『日本赤十字社 熊本県支部史』（日本赤十字社熊本県支部、一九九一年）七六―七八頁。この治療活動に対して、熊本県令富岡敬明より佐野に、十一月二十七日付で感謝状が贈られている。

(35) 「明治十年五月 熊本創者救済録」六月十八日の記事、「救護員慰労金調書」の竹崎の辞令案、『社史稿』一一二五頁。

- (36) 『博愛社第二報告』三頁、「救護員慰労金調書」の吉木の辞令案、『社史稿』一一二二頁。
- (37) 『社史稿』一二二二頁。
- (38) 『西南戦役衛生小史』七―八頁。
- (39) 同右一八八―一八九頁。
- (40) 日本赤十字社病院編『橋本綱常先生』（日本赤十字社病院、一九三六年）三四頁。
- (41) 同右三五頁。
- (42) 第二副舎では、六月二十六日から七月二十日の間に四〇名が入院し、うち二名が死亡した。深町はのちに第十二副舎へ転勤するが、同副舎では七月中に二二名が入院し、うち四名が死亡している。この数字をみると、深町が勤務した病舎は小規模のものであったと思われる。『博愛社第二報告』四頁。
- (43) 博愛社医員持永精斎筆記「長崎軍団病院第二副病舎 博愛社医員日誌 明治十年第七月廿日分同卅一日迄」（博愛社『熊本長崎支局日誌 明治十年』所収）七月二〇日の記事。着任当日の入院患者は、創傷者三八名であった。
- (44) 石黒「赤十字社の揺籃時代」三―四頁。
- (45) 「長崎博愛社支局分掌 第十一副病舎日誌抄」（長崎博愛社支局「明治十年八月分病舎日誌抄」、博愛社『熊本長崎支局日誌 明治十年』所収、以下「第十一副病舎日誌抄」八月二十三日の記事。
- (46) 「明治十年 長崎支局日誌」八月二十一日の記事。
- (47) 同右八月二十三日の記事。
- (48) 同右。
- (49) 東京の佐野よりの第一電報、同右所収。
- (50) 佐野の注意書は、『社史稿』一二一七―一二一八頁所収。引用箇所は一二一七頁。
- (51) 同右。
- (52) 同右一二一八頁。

(53) 同右。

(54) 「第十一副病舎日誌抄」八月二十三日の記事。

(55) 同右八月二十七日の記事および長崎博愛社支局「明治十年九月 医務課日誌抄」（博愛社『熊本長崎支局日誌 明治十年』所収、以下「明治十年九月 医務課日誌抄」）九月二十六日の記事。

(56) 「明治十年九月 医務課日誌抄」九月八日の記事に、以下の記述がある。

桜井原田病舎ニ至リ患者現員八十一名へ手拭二筋宛ヲ分与シ、一同大切ニ療養致シ、尚不自由ノ事アラハ可申出旨慰問セシカ衆皆拭涙感謝ス

(57) 「日本赤十字社最初の救護事業（旧博愛社医員大波治卿氏の談）」、『読売新聞』一九〇二年十月三十日付。

(58) 『博愛社第二報告』四―五頁。

(59) 同右五頁、『社史稿』一一三頁。看病夫の賃金は、一等が一日二五銭、二等が二〇銭で、各病舎に一〇名内外が配属された。長崎博愛社支局事務課「明治十年九月 日誌抄」（博愛社『熊本長崎支局日誌 明治十年』所収、以下「明治十年九月 日誌抄」）九月二十六日の記事。

(60) 『博愛社第二報告』四頁。

(61) 「十年九月五日午前十時東京へ電報」（『外科専門医之儀ニ付本社へ電報』、博愛社『長崎支局事務顛末書』、簿冊番号六[整理番号 A1-7]、綴込番号・第三十四号、日本赤十字社本社所蔵）所収。

(62) 「明治十年九月 日誌抄」九月七日の記事。石丸安世は大阪において博愛社の事業実施に中心的役割を果たした人物で、当時、大阪造幣局長であつた。博愛社の主旨に賛同し七月中旬、佐野、大給と協議して大阪に支局を開設した。そして、自ら委員となつて本務の合い間に同社の事務を担当した。『博愛社第一報告』一一頁。

(63) 『博愛社第二報告』五頁。

(64) 同右。

(65) 同右六頁。

(66) 九月二十五日、緒方軍医正より「鹿児島其他各所派遣ノ医員等ハ時宜ニヨリ次第二帰休スヘシ」との命令があつた。長崎博愛社支局事務課「明治十年九月 日誌抄」九月二十五日の記事。『社史稿』一一二三—一二四頁をあわせて参照。「救護員慰勞金調書」の辞令案には、各救護員の解職日が記載されている。

(67) 十月一日より三十日に至る第十一副舎の患者数は、入院七六名（傷者三七、患者三九）、退院六三名（傷者三一、患者三二）、転院五名、死亡四名（傷者一、患者三）であつた。『博愛社第二報告』六頁。八月二十四日から十月三十日までの入院患者をみると、病者（コレラ、チフス等）が半数を占めていることがわかる。

(68) 『社史稿』一二四—一二五頁。

(69) 同右一二五頁。

(70) 『博愛社第二報告』六頁。

(71) 同右九頁および「救護員慰勞金調書」の松山、中山、梅北、園田の辞令案。『社史稿』一二六頁。

(72) 『博愛社第二報告』八頁、『社史稿』一二六頁。

(73) 『博愛社第二報告』同頁。

(74) 「持永精齋ヨリ近況報告ノ件」（博愛社『支局関係書類 自十年 至十五年』、簿冊番号七〔整理番号A1-8〕、綴込番号・明治十年第三三号、日本赤十字社本社所蔵）八月十八日、十九日の記事、「救護員慰勞金調書」の持永、福崎の辞令案、『社史稿』一二六頁。

(75) 『博愛社第二報告』九頁、『社史稿』一二七頁、「救護員慰勞金調書」の持永、松本、中山、梅北、園田の辞令案。持永らが鹿児島を出発したのは八月二十五日であるが、それまでに同地支病院で四八名を救護した。『社史稿』一二七頁。

(76) 「救護員慰勞金調書」の福崎、中野、山口の辞令案、『社史稿』一二六—一二七頁。

(77) 持永は、帰着の翌日から第十一副舎に出勤した。「明治十年九月 医務課日誌抄」九月十七日の記事。なお、『軍団病院日記抄』の九月二日の記事では、護送患者数は一七七名（うち平病九二名）となっている。『軍団病院日記抄』は、西南戦争の公式戦史である参謀本部編纂課編『征西戦記稿』に付録として収録されている（復刻版下巻、新潮社、一九八七年「原本

一八八七年刊」。編者が記されていないが、軍団軍医部の編纂によるものと思われる。同書二七頁。

(78) 『社史稿』一二二七頁、『軍団病院日記抄』二八頁、「救護員慰労金調書」の吉木の辞令案。

(79) 『博愛社第二報告』三頁、『社史稿』一二二七頁。

(80) 中島は、九月十七日から十九日まで、富高新町（現・宮崎県延岡市）の大繻帶所に派遣され、勤務した。『社史稿』一二二七頁、「救護員慰労金調書」の中島の辞令案。

(81) 「持永精齋ヨリ近況報告ノ件」九月三日の記事。

(82) 『博愛社第二報告』九頁、「救護員慰労金調書」の津田、町浦、河野の辞令案、『社史稿』一二二七頁。

(83) 「救護員慰労金調書」の郡、大波の辞令案、『社史稿』一二二七—一二二八頁、『軍団病院日記抄』二九—三〇頁。

(84) 「日本赤十字社最初の事業（つづき）（旧博愛社医員大波治卿氏の談）」、『読売新聞』一九〇二年十月三十一日付。

(85) 『博愛社第二報告』九頁、『社史稿』一二二八頁。

(86) 「明治十年九月 日誌抄」九月十八日の記事。

(87) 同右十月五日の記事。

(88) 同右。

(89) 同右十月七日の記事。

(90) 同右。

(91) 同右。

(92) 『博愛社第二報告』九—一〇頁、『社史稿』一二一九頁。

(93) 『社史稿』は、この数字は「単ニ其明瞭ナルモノ、ミヲ挙ゲタルモノニシテ此他尚ホ各地ニ若干名ヲ治療又ハ護送シタルハ事実ナリ」（一二三四頁）と記す。しかし、一名の患者が複数の救護員により、あるいは複数の場所で治療を受けている場合や、治療を受けた患者が別の救護員に護送された場合、二名以上の数字が計上されている可能性がある。これに対し、梶井孝・森正尚は負傷軍人四五五名、コレラ患者三三五名という数字をあげている。梶井孝・森正尚『世界と日本の赤十字—世界

最大の人道支援機関の活動』(新版、東信堂、二〇一四年) 四一頁。

(94) 『社史稿』一二三五頁。

(95) 同右一二二九頁。

(96) 同右一一三二—一一三四頁。

(97) 同右一一三四頁。これに対し、榊井・森は五八七〇余円とする。『社史稿』の数字は、社員の年釀金のほか現物寄付者の寄付額なども算定したため、実際の支出額より多くなったのだろうという。榊井・森『世界と日本の赤十字―世界最大の人道支援機関の活動』四一頁。

(98) 神戸務『日本赤十字社発達史全』(尚文堂、一九〇六年) 一四九頁、『社史稿』一一三四頁。

(99) 『社史稿』一二二九—一二三〇頁。

(100) 『西南戦役衛生小史』一九五頁。

(101) 紫山川崎三郎『増訂 西南戦史全』(博文館、一九〇〇年) 七〇八頁。

(102) 神戸『日本赤十字社発達史全』三三〇—三三二頁。

(103) 『社史稿』一一六頁。救護期間中、博愛社は医員および医員助に三〇円以下一〇円以上の月給または日給(藤田医員長は東京府病院の医師であつたため、本給以外に月給四〇円を加給)、看護長に一八円、看護手に五円(うち一名には五円五〇銭)の月給を給与した。看病夫は日給であつた。これに対し、旧熊本藩主細川護久が派遣した医員助二名(三浦、竹崎)と自費出張を願ひ出た医員助二名(中島、福崎)には月給を給与しなかった。救護事業の終了後、一カ月以上勤務した医員長、医員、医員助、看護手二五名に慰労金として白縮緬、白羽二重等の代金三〇円から三円が贈られた。しかし、博愛社の主旨達成に功績があつた原田委員心得、桜井忠興の家扶高塚は、報酬・給与を受けず、慰労品も他の救護員に比べてわずかであつた。こうした条件の下で救護に従事した救護員について、『社史稿』は「救護員其他諸員ニ対スル報酬給料等其功績ニ比シテ頗ル薄少当ラスト謂フヘシ。而シテ此ノ如キノ事実ハ偶々以テ結社ノ要旨ヲ察スルニ足ルヘク、又彼等救護員ノ篤志ヲ證スルニ余リアリ」と記している。一一三五—一一三六頁。

日本法学 第八十四卷第二号（二〇一八年十月）

（104） 同右二六頁。

一四二（三六八）